

## 今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和3年6月9日（水）

午後2時00分から午後2時30分まで

2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館11階 特別会議室3、4号

3. 農業委員の定数及び出欠等

定数24名（現に在任する委員24名）

議長（会長） 15番 森 京典（会議規則第7条）

出席委員数 18名

5 岡林興通	2 渡邊節夫	4 戸田修司	
9 越智幹男	10 渡邊昭彦	11 岡貞義	12 竹田清隆
13 越智要		15 森京典	16 新居田守
17 津吉利幸	18 吉井一浩	19 岡田勝利	20 藤本博
21 野間義郎	22 松岡一誠	23 永井政則	24 近松安文

欠席委員数 6名

1 矢野邦男	3 大澤穰兒	6 近本静信	7 本宮勇
8 長野健二	14 桑田誠		

4. 議事に関与する職員

局長	越智直紀
次長	二宮一成
主査	谷内義孝
主事	江頭好治

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第 23 号

農用利用配分計画関係について（受付番号 1）

議案第 17 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について（受付番号 1～11）

議案第 18 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について（受付番号 1～5）

議案第 19 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について（受付番号 1～2）

議案第 20 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について（受付番号 1～8）

議案第 21 号

農地転用事業計画変更について（受付番号 1）

議案第 22 号

農業振興地域整備計画変更（除外）について（受付番号 1～2）

報告第 11 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（受付番号 1～14）

報告第 12 号

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

（受付番号 1～5）

報告第13号

農地法第18条第6項の規定による通知について（受付番号1～3）

## 6. 議事録

議長 ただ今から令和3年度第3回の総会を開催いたします。  
それでは、議案の審議に入りたいと思います。  
本日は、委員24名中18名の出席となっており、本会は成立しております。  
議事録署名人に2番 渡邊節夫 委員、16番 新居田守 委員を私から指名させていただきます。

議長 議案第23号 農用地利用配分計画関係について  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。  
議案第23号は、農用地利用配分計画関係であります。  
[農用地  
利用配分  
計画1] 今治市長より令和3年3月30日付で、農用地利用配分計画の意見を求められています。  
平成27年12月農地部会におきまして、ご意見を賜りました農用地利用配分計画のうち、朝倉地区の1件、面積3,816m<sup>2</sup>につきまして、農地中間管理事業に基づき、受け手から別の受け手に対し権利の移転を行うものです。  
それに対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程による、農用地利用配分計画の意見聴取となっております。

議長 説明が終わりました。  
農用地利用配分計画について、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)  
議長 それでは、農用地利用配分計画につきまして、原案どおりということでよろしいでしょうか。

全員 (異議なし)  
議長 それでは原案どおり適当といたします。

議長 議案第17号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。  
議案第17号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号1] 申請地は且にある農地4筆で、登記地目は畑、面積は合計4,245m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号2] 申請地は古谷にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は1,248m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第3小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 3] 申請地は波方町樋口にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は $153\text{ m}^2$ でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)イの「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 4] 申請地は大西町宮脇にある農地6筆で、登記地目は畑、面積は合計 $8,931\text{ m}^2$ でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 5] 申請地は菊間町浜にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は $686\text{ m}^2$ でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 6] 申請地は菊間町種、佐方にある農地5筆で、登記地目は畑、面積は合計 $6,910\text{ m}^2$ でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 7] 申請地は吉海町名、臥間にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は合計 $1,414\text{ m}^2$ でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 8] 申請地は吉海町泊にある農地6筆で、登記地目は畑、面積は合計 $7,118\text{ m}^2$ でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 9] 申請地は上浦町瀬戸にある農地7筆で、登記地目は畑、面積は合計 $424.8\text{ m}^2$ でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 10] 申請地は上浦町瀬戸にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は $313\text{ m}^2$ でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 11] 申請地は上浦町井口にある農地4筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 $1,982\text{ m}^2$ でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

事務局 合計11件、39筆、面積 $33,424.8\text{ m}^2$ となっております。地元委員さん1~3名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」またイの「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全議長 員 (意見、質問なし)  
原案どおり非農地に判断することに、ご異議ございませんか。

全員長 (異議なし)  
それでは、原案どおり判断いたします。

議長 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。  
議案第18号は、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号1] 謙受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畠、面積は532m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。  
今回、謙受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号2、3] 関連議案ですので、一括してご説明いたします。謙受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は2筆で、地目は田または畠、面積は合計6,970m<sup>2</sup>で、現在、水稻または野菜を栽培しております。今回、謙受人が規模拡大のため、売買または贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号4] 謙受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目は畠、面積は合計2,987m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。  
今回、謙受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号5] 謙受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畠、面積は683m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。  
今回、謙受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

事務局 続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書の要件確認書をご覧ください。  
それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①謙受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考え方や能力があるかどうか
  - ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
  - ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
  - ④謙受人等が農作業に常時従事しているかどうか
  - ⑤謙受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
  - ⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
  - ⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であると思われます。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

議長員 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。  
(意見、質問なし)

議全議

長員長 許可することに、ご異議ございませんか。  
(異議なし)  
それでは、そのようにいたします。

議

長 議案第 19 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 21 号 農地転用事業計画変更について  
事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。  
議案第 19 号は農地法第 4 条の規定による許可申請、第 20 号は農地法第 5 条の規定による許可申請、議案第 21 号は農地転用事業計画変更についてでございます。

[議案第 19 号 申請人は農業兼とび職 1 名、申請地は立花地区土橋町 2 丁目の 1 筆で、地目は田、面積は 238 m<sup>2</sup>でございます。  
受付番号 1] この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、今治市鳥生支所から 300m 以内の農地であるとの理由から、第 3 種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないとと思われます。  
事業計画につきましては、申請人は、現在借家住まいですが子供の成長に伴い手狭で不便になつたため、近くに小学校がある生活環境の良い申請地を利用して分家住宅を建築しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 5 月 14 日で、許可日から令和 3 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。  
また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号 2] 申請人は無職の者 1 名、申請地は伯方地区木浦の 1 筆で、地目は畠、面積は 4.73 m<sup>2</sup>でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が用悪水路を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないとと思われます。  
事業計画につきましては、申請人は、自宅の排水路が無く不便であり、また、自宅からの雨水等の排水による周辺地への被害防止を図るため、申請地を利用して用悪水路を整備しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 5 月 14 日で、許可日から令和 3 年 8 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。  
なお、本件は違反案件であります、第 5 小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

[議案第 20 号 譲受人は会社員 2 名、譲渡人は会社員 1 名、申請地は乃万地区阿方の 1 筆で、地目は畠、面積は 400 m<sup>2</sup>でございます。  
受付番号 1] この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、延喜公園及び新都市 4 号公園から 500m 以内で、上下水道が前面道路に埋設されている農地であるとの理由から、第 3 種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないとと思われます。  
事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいですが、家族が増え手狭になつたため、実家や小学校に近い生活環境の良い申請地を父親から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 5 月 14 日で、許可日から令和 3 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。  
また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号 2  
議案第 21 号  
受付番号 1 ]

関連しておりますので、一括してご説明いたします。

議案第 20 号受付番号 2 の譲受人、議案第 21 号受付番号 1 の承継者は同一で会社員 1 名、議案第 20 号受付番号 2 の譲渡人、議案第 21 号受付番号 1 の当初計画者は同一で会社員 1 名、申請地は富田地区町谷でございます。

議案第 20 号受付番号 2 の申請地は 1 筆で地目は田、面積は 364 m<sup>2</sup>、議案第 21 号受付番号 1 の申請地は既に令和元年 10 月 4 日付愛媛県指令東産（地 4）第 54 号で転用許可を受けている土地でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地であるため、第 1 種農地と判断されますが、譲受人の転用目的が農家住宅であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第 1 種農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲渡人は、当初、自己用住宅の建築を目的とした転用許可を取得し造成工事まで完了していましたが、譲受人である息子が譲渡人である母親と同居することに伴い建物の建築面積が増加し、また、建築主を譲受人に変更するため、この度、事業計画変更を申し出たものであります。譲受人は議案第 20 号受付番号 2 の申請地を母親から使用貸借し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 5 月 14 日で、許可日及び承認日から令和 3 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 3 ]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は富田地区高市の 1 筆で、地目は田、面積は 430 m<sup>2</sup> でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、今治市富田支所から 500m 以内の農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいでありますが、家族が増え手狭で不便なことから、今後の両親の介護に備え、実家に近接する申請地を祖母から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 5 月 14 日で、許可日から令和 3 年 12 月 25 日までに事業を完了する予定となっております。

また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

なお、本件につきましては、自己用住宅の建築を目的とした 5 条許可申請の議案として先月の総会で議決し、県に進達した後、申請者から申請の取下げの申し出がありましたので、事務局にて取り下げの手続きをさせていただきました。取り下げ後、申請者から分家住宅の建築を目的とした申請書が改めて提出されたものでございます。

[受付番号 4 ]

譲受人は地縁団体、譲渡人は会社員 1 名、申請地は清水地区新谷の 1 筆で、地目は田、面積は 268 m<sup>2</sup> でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、地区集会所の駐車場が狭く地域の集会所利用者に不便を強いているため、集会所に近接する申請地を譲り受け、露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 5 月 14 日で、許可日から令和 3 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 5 ]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は会社員 1 名、申請地は朝倉地区朝倉北の 1 筆で、地目は畠、面積は 180 m<sup>2</sup> でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、今治市朝倉支所から 300m 以内の農地であるとの理由から、第 3 種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家にて母親と同居していますが手狭であり、今後の結婚に備え新たな生活拠点を定めるため、現在の借家と同じ朝倉地区内にある申請地を母親から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年5月14日で、許可日から令和3年11月30日までに事業を完了する予定となっております。

また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号6]

譲受人は建設業を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は菊間地区種の1筆で、地目は畠、面積は180m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は非線引きの都市計画区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないと申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、現在使用している駐車場が海岸端にあり塩害による作業用車両の損傷が著しいため、既存の駐車場は土地所有者に返却し、塩害の影響が無い山手にある申請地を譲り受け、露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年5月14日で、許可日から令和3年7月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号7]

譲受人は会社員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は吉海地区名の1筆で、地目は畠、面積は91m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないと申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、船舶エンジン関連会社に勤めていますが、今後、専門技術を活かして独立するにあたり、国道に面し、作業効率の良い場所にある申請地と隣接する宅地を譲り受け、露天資材置場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年5月14日で、許可日から令和3年9月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号8]

譲受人は自営業者1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は上浦地区瀬戸の1筆で、地目は畠、面積は128m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅併用型コワーキングスペース敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないと申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、コロナ禍に伴いリモートワークが普及する中、近年、全国的に注目を集めているしまなみ海道沿線地域の風光明媚な場所にある申請地と一体的に利用できる宅地を譲り受け、移住し、新しい働き方を実践できるコワーキングスペース、及びしまなみ海道の魅力を全国に情報発信するための拠点として、自己用住宅併用型コワーキングスペース整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年5月14日で、許可日から令和3年9月30日までに事業を完了する予定となっております。

事務局

続いて、手元にお配りしている申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適當であるか
- ② 資力及び信用が適當であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか

- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっており、いずれも適当であると思われます。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。

議全議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)  
許可することに、ご異議ございませんか。  
(異議なし)  
それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。  
なお、議案第 20 号 受付番号 2 については、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 議案第 22 号 農業振興地域整備計画変更（除外）について  
事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。  
議案第 22 号は、農振農用地区域からの除外について、市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[議案第 22 号] 申請者は、転用者が行う分家住宅の建築に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。  
受付番号 1 ]

[受付番号 2] 申請者は、転用者が行う分家住宅の建築に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

なお、本件については、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第 2 号から第 5 号までの各要件も満たしております。

議全議長 説明が終わりましたがご意見ありませんか。  
(質問、意見なし)  
原案どおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。  
(異議なし)  
それでは、承認することにいたします。

議長 報告第11号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について

一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。

報告第11号は農地法第3条の3届出、報告第12号は農地法第5条届出でございます。

報告第11号につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は14件の届出がありました。第12号につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありますと、今月は5件の届出があり、合計面積は2,626m<sup>2</sup>でありました。また、地元の委員さん又は小委員会で、小作地でもなく転用について問題ないと意見を受けております。第11号及び第12号はいずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

[報告第13号

受付番号1]

令和3年4月30日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号2]

令和3年4月26日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号3]

令和3年2月28日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。  
(意見なし)  
議員長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして終了いたしました。  
せっかくの機会でございますが何かございませんか。  
(意見なし)

意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。

#### 【閉会後】

次回の予定について連絡します。

次回の総会ですが、1番矢野委員さんからの席順となります。令和3年7月9日金曜日 午後2時00分から 今治市役所第2別館11階特別会議室1号、2号で開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

そうしましたら、次回の総会は、そのようにしたいと思いますので、よろしくお願ひします。  
お疲れ様でした。